

○湖南衛生組合職員定数条例

昭和41年 9 月 20 日

条例第 4 号

(定義)

第 1 条 湖南衛生組合一般職の職員（非常勤の職を占める職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において臨時の職に関するときに臨時的に任用される職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関しては、この条例の定めるところによる。

（令元条例 4 ・ 一部改正）

（職員の定数）

第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

事務職員 3 人

2 休職者及び公務上の災害又は通勤による災害により、引き続き90日を超える欠勤者（以下「公務災害等による欠勤者」という。）は、定数外とする。

3 育児休業者については、定数外とすることができる。

4 休職者若しくは育児休業者が復職した場合又は公務災害等による欠勤者が復帰した場合は、1年間に限り定数外とすることができる。

（昭48条例 4 ・ 全改、昭55条例 1 ・ 昭59条例 1 ・ 令元条例 4 ・ 一部改正）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和45年 3 月 14 日 条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年 4 月 1 日から適用する。

付 則（昭和48年 3 月 30 日 条例第 4 号）

この条例は、昭和48年 4 月 1 日より施行する。

付 則（昭和55年 3 月 20 日 条例第 1 号）

この条例は、昭和55年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和59年 3 月 26 日 条例第 1 号）

1 この条例は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日から昭和62年3月31日までの間における職員の定数は、この条例による改正後の湖南衛生組合職員定数条例第2条第1項の規定にかかわらず次のとおりとする。

事務吏員 4 人

技術吏員 3 人

その他の職員        6 人

計                      13人

付 則（令和元年11月27日条例第4号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。